## 支給認定・給付認定申請に必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書 … こども | 人につき | 部

② 保育の必要性を証明する書類 … 預かり保育の無償化を併せて希望される方のみ(P.6)

保護者(父、母、入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母) 各1部 ※きょうだい児の同時申請 各1部で可

確認欄✔

## ③ 状況に応じて必要な書類

児童の健康状況調査票	新入園児、転園希望時	確認欄✔
マイナンバー記入用紙	新入園児、マイナンバーが変更になった方 (詳細は P.7)	
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外の住所で、入所月   日	
	までに上峰町への転入が決まっている	
保護者名義の通帳の写し	償還払いの園に入園し、施設等利用給付認定の新 2 号	
	認定/新 3 号認定(P.3 のエ)を申請する場合や、既に	
	提出している口座を変更する場合	
戸籍謄本/児童扶養手当証書の写し	世帯の状況に応じて提出をお願いする場合があります	
障害者手帳/療育手帳/特別児童扶養手当証書写し		
所得課税証明書/市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによる税情報が確認できないとき	

## 施設等利用費の給付方法(無償化される方法)について

下記の2種類の方法で実施しています。給付方法は園ごとに異なりますので、園へお尋ねください。 ※上峰町内の施設は全て法定代理受領です。

## 法定代理受領

利用料(無償化上限額まで)を、園から町へ請求しますので、保護者の請求手続きはありません。

無償化上限額を超えた分は、園から保護者へ請求がありますので園へお支払いください。

償還払い

利用料は保護者から園へ一旦お支払いください。その後、保護者が町へ請求書と添付書類を提出し、無償化 上限額までの利用料を町から保護者へ口座振込します。

※無償化上限額(月額)について

450 円×利用日数か、実際の支払額のいずれか低い額を、下記の金額の範囲内で給付します。

·新1号認定 私学助成幼稚園(教育時間) 25,700 円、国立大学附属幼稚園 8,700 円

・新2号認定 預かり保育(3~5歳児) 11,300円

・新3号認定 預かり保育(非課税世帯の満3歳児) 16,300円